防止しています。また、リスクが発現した場合には損失の最小化を図ります。

10 第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社は2017年3月末において平成10年大蔵省告示第231号に基づく第三分野保険のストレステストの対象となる契約は有しておりません。